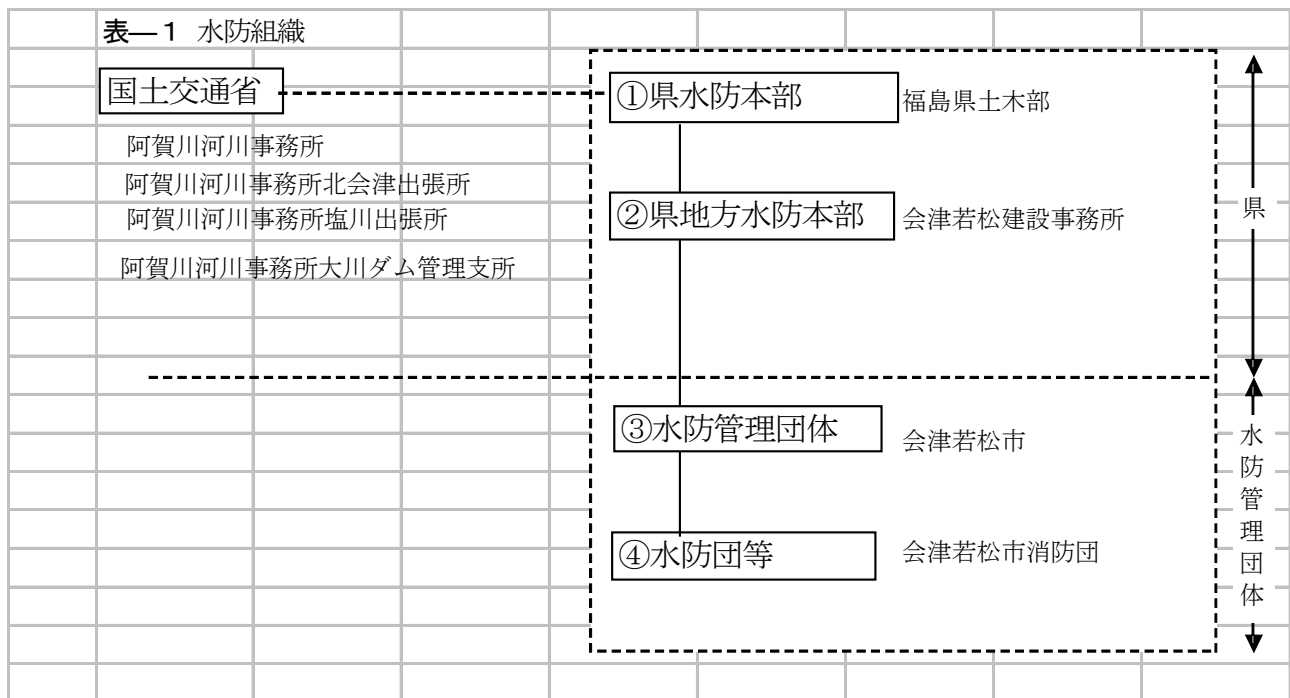


第2章 水防組織

第1節 水防組織の概要

1 水防組織の構成

水防管理団体は、水防事務の円滑な執行を図るため、表—1により関係する交互の組織との正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



2 各水防組織の役割

- (1) 県水防本部
県内の水防事務を総括する。
(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務)
- (2) 県地方水防本部
県内各地方の水防事務を総括する。
(水防管理団体（市町村）及び県水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体（市町村）が行う水防作業の円滑な推進に資する業務)
- (3) 水防管理団体
市の水防事務を総括する。
(県地方水防本部との密接な連携のもとに、水防団への出動命令（水防法第17条）、他の水防管理者等への応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立ち退きの指示（同法第29条）等の業務の実施)

表―2 各水防組織の役割（活動内容）

活動内容	県地方水防本部	水防管理団体	水防団
河川等の巡視及び状況報告	・所轄河川の巡視 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告	・所轄河川（国・県・市町村管理）の巡視 ・水防団からの報告のとりまとめ ・県地方水防本部への報告 ・国管理区間については各出張所に報告	・所轄河川（国・県・市町村管理）の巡視 ・水防管理団体への報告
雨量・水位等の通報	・所轄量水標、雨量計観測 ・県水防本部への報告（原則1時間毎） ・所轄水防管理団体へ連絡	・所轄量水標、雨量計観測 ・県地方水防本部への報告（原則1時間毎） ・所轄水防団へ連絡	
水防警報の発令	・所轄水防管理団体へ発令 ・県水防本部及び関係県地方水防本部への通報	・所轄水防団へ連絡	
水防団の活動状況報告等	・水防活動の支援 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告	・所轄水防団への非常配備発令 ・水防団からの報告のとりまとめ ・県地方水防本部への報告 ・国管理区間については各出張所に報告	・水防管理団体へ活動状況を報告
警察官、他の水防管理団体への援助要請	・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告	・警察官の出動要請 ・他の水防管理団体への援助要請 ・県地方水防本部への報告	
被害軽減等の措置	・応急対策の実施 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告	・応急対策の実施 ・県地方水防本部への報告	・応急対策への協力
決壊・避難のための立ち退き通報	・避難のための立ち退き通報 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告	・決壊等の通報（県地方水防本部、他の水防管理団体へ連絡） ・決壊後の被害拡大の防止 ・避難のための立ち退き通報（県地方水防本部、所轄警察署長へ連絡）	・決壊後の通報 ・決壊後の被害拡大の防止 ・水防管理団体へ状況報告
水防活動の報告	・水防資材使用状況の整理 ・水防管理団体からの報告のとりまとめ ・県水防本部への報告	・水防資材使用状況の整理 ・水防団からの報告のとりまとめ ・県地方水防本部への報告	・水防管理団体へ活動報告

3 水防組織間の連絡

- (1) 県水防本部からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ水防管理団体に連絡する。
- (2) 水防管理団体からの連絡は、原則として県地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合は、この限りではない。
- (3) 水防管理団体は、所轄水防団の活動状況を常に把握し、的確な連絡体制をとるものとする。

第2節 市の水防組織

1 水防本部

(1) 水防本部設置基準

以下①から④に示す事態が生じたときに設置する。

① 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、及び注意報が発表されたとき。

ただし、各注意報の場合は、諸状況を判断の上、水防管理者が必要であると認めた場合に限り設置する。

警報：大雨、洪水の各警報

注意報：大雨、洪水の各注意報

② 水防法第10条第2項による洪水予報に係る通知が県知事から発せられたとき。

③ 水防法第16条第1項による水防警報が県知事から発せられたとき。

④ その他、水防管理者が必要であると認めたとき。

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織は、表一3に定める水防本部組織表による。

なお、被害が拡大し、全庁的対応が必要と判断された場合には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害対策本部体制に移行する。

(3) 水防本部の事務局

水防本部の事務局は、市民部防災安全課におく。

(4) 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換えを迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める非常配備要領（表一5）による非常配備を行う。

(5) 水防本部解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に水防本部を解散する。

表—3 水防本部組織表

	部 名	部 長	企 画 副 参 事	課 (班) 名	課 (班) 長
水 防 本 部 長					
市 長	企 画 政 策 部	企 画 政 策 部 長	企 画 政 策 部 企 画 副 参 事	秘 書 広 聴 課	秘 書 広 聴 課 長
水 防 本 部 副 長			支 所 長	総 務 課 まちづくり推進課 住 民 福 祉 課	総 務 課 長 まちづくり推進課長 住 民 福 祉 課 長
副 市 長	財 務 部	財 務 部 長	財 務 部 企 画 副 参 事	財 政 課	財 政 課 長
水 防 本 部 員	総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 企 画 副 参 事	総 務 課	総 務 課 長
企 画 政 策 部 長	市 民 部	市 民 部 長	市 民 部 企 画 副 参 事	防 災 安 全 課 廃 棄 物 対 策 課 市 民 セ ン タ ー	防 災 安 全 課 長 廃 棄 物 対 策 課 長 市 民 セ ン タ ー 長
財 務 部 長				社 会 福 祉 課 児 童 家 庭 課 高 齢 福 祉 課 健 康 増 進 課	社 会 福 祉 課 長 児 童 家 庭 課 長 高 齢 福 祉 課 長 健 康 増 進 課 長
総 務 部 長	健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長	健 康 福 祉 部 企 画 副 参 事		
市 民 部 長	観 光 商 工 部	観 光 商 工 部 長	観 光 商 工 部 企 画 副 参 事	観 光 課 企 業 立 地 推 進 課	観 光 課 長 企 業 立 地 推 進 課 長
健 康 福 祉 部 長					
観 光 商 工 部 長	農 政 部	農 政 部 長	農 政 部 企 画 副 参 事	農 政 課 農 林 課	農 政 課 長 農 林 課 長
農 政 部 長				都 市 計 画 課 花 と 緑 の 課 区 画 整 理 課 下 水 道 課 道 路 建 設 課 道 路 維 持 課 建 築 課	都 市 計 画 課 長 花 と 緑 の 課 長 区 画 整 理 課 長 下 水 道 課 長 道 路 建 設 課 長 道 路 維 持 課 長 建 築 課 長
建 設 部 長	建 設 部	建 設 部 長	建 設 部 企 画 副 参 事		
会 計 管 理 者	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長 教 育 部 長	教 育 委 員 会 企 画 副 参 事	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 生 涯 学 習 課	教 育 総 務 課 長 学 校 教 育 課 長 生 涯 学 習 課 長
教 育 長					
教 育 部 長	水 道 部	水 道 事 業 管 理 者 水 道 部 長	水 道 部 企 画 副 参 事	総 務 課	総 務 課 長
水 道 事 業 管 理 者					
水 道 部 長					

表—4 水防事務分掌表

部長	班長	事務分掌
企 画 政 策 部 長	秘 書 広 聴 課 長	1 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動、 その他の広報に関すること。 2 水害写真の撮影、収集、記録等に関すること。
	支 所	
	総 務 課 長	1 本庁との連絡調整に関すること
	まちづくり推進課長	1 区域内の水害防止及び応急措置に関すること。
	住民福祉課長	1 区域内の水害に係る初期対応に関すること。 2 区域内の被害調査に関すること 3 水防団との連絡調整に関すること。
財 務 部 長	財 政 課 長	1 水害応急対策等の緊急予算に関すること。
総 務 部 長	総 務 課 長	1 市議会との連絡に関すること。 2 応急対策用車両の確保に関すること。 3 公用車の配車に関すること。

市民部長	防災安全課長	1 水防協議会の事務に関すること。 2 水防本部の庶務に関すること。 3 水防本部長の命令の伝達に関すること。 4 水害報告の収集に関すること。 5 被害状況の整理報告に関すること。 6 水防団の非常招集に関すること。
	廃棄物対策課長	1 被害区域の環境衛生に関すること。
	市民センター長	1 区域内の水害防止及び応急措置に関すること。 2 区域内の被害調査に関すること。
健康福祉部長	社会福祉課長	1 被災者の福祉対策に関すること。 2 社会福祉関係施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 被災区域における災害時要援護者の援護対策に関すること。
	高齢福祉課長	1 老人福祉関係施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 被災区域における災害時要援護者の援護対策に関すること。
	児童家庭課長	1 児童福祉施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 被災区域における災害時要援護者の援護対策に関すること。
	健康増進課長	1 被災者の応急医療及び助産に関すること。 2 医療機関の被害調査及び応急措置に関すること。 3 被災区域の衛生指導に関すること。 4 被災区域の感染症予防に関すること。
観光商工部長	観光課長	1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
	企業立地推進課長	1 工業団地の被害調査及び応急対策に関すること。 2 誘致企業の被害調査及び応急対策に関すること。
農政部長	農政課長	1 農業の被害調査及び応急対策に関すること。
	農林課長	1 農地及び林地の被害調査及び応急対策に関すること。
建設部長	都市計画課長	1 都市施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	花と緑の課長	1 都市公園の被害調査及び応急対策に関すること。
	区画整理課長	1 区画整理地区内の被害調査及び応急対策に関すること。
	下水道課長	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	道路建設課長	1 一般道路、橋りょう、その他の土木施設の災害防止及び応急対策に関すること。
	道路維持課長	1 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 2 一般道路、橋りょう、河川その他の土木施設の災害防止及び応急対策に関すること。 3 水害時における資機材の輸送に関すること。
	建築課長	1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。
教育長	教育総務課長	1 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること
	学校教育課長	1 児童・生徒の避難等に関すること。 2 被災区域における災害要援護者の援護対策に関すること。
	生涯学習課長	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。
水道事業管理者	総務課長	1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。

表—5 水防非常配備要領

種別	配備体制	配備につく時期
水防第1配備体制	主に情報の収集及び連絡のため、防災安全課、道路維持課の人員をもってあたるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的な余裕があると認められるとき。 ①大雨・台風期において、大雨注意報・洪水注意報が発令され、なお、警報の発令が予想されるとき及びその他水防本部長が必要と認めたとき。 ②大雨・洪水警報等の1以上が発令されたとき及びその他水防本部長が必要と認めたとき。
水防第2配備体制	関係各部班の所要の人員をもってあたるもので、水害が発生した時に、直ちに水防活動の対応が可能な体制とする。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後又は直ちに水防活動の開始が考えられるとき。 ①大雨・洪水等の警報が発令され、広範囲かつ大規模に災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき及びその他水防本部長が必要と認めたとき。
水防第3配備体制	完全な水防体制 ただし、被害が拡大し、全庁的対応が必要と判断される場合には、災害対策本部へ移行する。	甚大な被害の発生の恐れがあり、第2配備体制では処理しがたいと認められるとき。 ①局地的に甚大な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあるとき又はその他水防本部長が必要と認めたとき。

○水防本部員の留意事項

- (1) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、非常配備が発令されれば直ちに出勤できるよう備えるものとする。
- (2) 第1配備体制発令後は出来る限り外出を避ける等、常に居場所を明確にしておくものとする。
- (3) 本部員の勤務時間は、交代者と引継を完了するまでとする。